

甲南大学法科大学院規則の変更について（届出）

平成 25 年 5 月 30 日

文部科学大臣 殿

学校法人 甲南学園

理事長 吉沢 英成

このたび、下記の事項について、学校教育法施行規則第 2 条及び学校教育法施行令第 23 条の 2 の規定により、別紙書類を添えて届け出ます。

記

- ・ 法学研究科の収容定員の変更に係る学則変更・・・詳細別紙変更事由
- ・ 長期履修制度を導入することに伴う変更 等・・・詳細別紙変更事由

以上